

# 天正期の京師町割と「本町のつきぬけ」

渡 邊 秀 一

〔抄 録〕

本稿では天正年間末期に実施された京師町割（天正地割）の前提となる同時期の京都市街の広がりとその実態をとらえ、新たな町割（天正地割）の実施方法と対象地、実施後の新市街の広がりを把握することを試みた。最初に「中昔京師地図」の識語の再検討を行い、そのうえで『京都冷泉町記録』の天正18～19年の記録を用いて冷泉町東側町裏の分割、「本町のつきぬけ四十数町」の検討を行った。

その結果、京師町割（天正地割）は上京・下京の区別なく、烏丸通を境に接する「野原地」と開発の余地を残す油小路通～烏丸通間の本町（既成市街）の双方で、同時期にほぼ同じ方法で実施されたことが明らかになった。また、新街路（突抜）と突抜町の形成により既成市街地でより高密度な土地利用が進むことが推定でき、烏丸通以東の新街区でも町割の実施直後から町人の転入が始まったことが推定できた。しかし、とくに柳馬場通以東の地域で町の成立がほとんど確認できず、今後の課題として残った。

**キーワード** 京都、豊臣秀吉、京師町割、天正地割、突抜

## はじめに

本稿の目的は、豊臣秀吉によって実施された天正期の新たな町割<sup>(1)</sup>（洛中町割、市中町割などいくつかの呼称があるが、以下では「京師町割」と表記する）、あるいは南北に長い長方形街区（以下では「天正地割」と表記する）の実態と、それらを契機とする京都市街の空間的な拡がりの変化を明らかにすることである。豊臣秀吉の都市政策は天正14（1586）年に着工し、翌15（1587）年に竣工した聚楽第の造営から始まると言ってよいが、都市政策の多くは天正18～19（1590～1591）年に集中している。本稿がとくに取り上げる京師町割・天正地割も天正18～19年に実施されたものである。

小野晃嗣の京都研究以来、京都は豊臣秀吉の一連の都市政策によって近世都市化したという理解が共有されてきた<sup>(2)</sup>。それは、都市政策の一つ一つが互いに関連し合いながら、最終的に近世的なあるいは身分制的な社会的、空間的秩序のもとに京都という都市空間を再編する、

ということである。一つ一つの都市政策を京都の近世化を図るために準備された装置とみなせば、当然のことであるが、それらの装置が作用する「場」が必要になる。京都の近世都市化を促した個々の装置(都市政策)についてその詳細な内容を明らかにし、各装置がもたらした作用の歴史的意義などに言及した研究成果は少なくはない<sup>(3)</sup>。

しかし、その中に占める歴史地理学の寄与は決して大きなものではない。先行研究に関するレビューを含む中村の論考を見れば明らかなように、歴史地理学の関心は京師町割あるいは天正地割、寺町の形成、御土居の築造にほぼ集約される<sup>(4)</sup>。それは視覚的に把握が可能で、位置をもつ事象に関心をもってきた地理学という学問の性格による部分があるとはいえ、装置(都市政策)が作用する「場」の実態、そしてその「場」と装置との相互的な関係について十分な関心を払ってこなかった結果であろう。

そこで本稿では、まず京師町割あるいは天正地割に関わる既往の研究を整理し、錯綜した議論の中に森幸安「中昔京師地図」の識語があることを示し、その識語に記載された内容についてあらためて検討を加える。次いで、「京都冷泉町記録」の記事を用いて天正18年段階の京都市街、とくに中世下京の北側に位置する冷泉町とその周辺地域における市街の形成状況およびその実態と、京師町割あるいは天正地割との関わりを検討する。最後に、その東側に位置する御所南における天正地割の実施状況と町の形成状況を検討する。

## 1. 京師町割・天正地割研究と「中昔京師地図」

### (1) 京師町割・天正地割研究の課題

中村は、小野晃嗣は天正地割には触れていなかったと述べている<sup>(5)</sup>。小野が京都の近世都市化を論じる際に用いたのは「市区改正」と「市区拡大」である。市区改正とは身分制に基づく社会的秩序の確立とその空間的(地域的)表現である地域制的な都市空間編制の実現を意味している。小野がこの点について具体的に検討を進めたのは寺町の形成と寺社の土地支配を否定する検地および地子免除である。一方、市区拡大は文字通り市街の拡大を意味しているが、寺社・公家領となっていた田野・河原への市街の拡大に触れるにとどまり、確かに具体的な検討・言及は行っていない<sup>(6)</sup>。

これに対して、歴史地理学の立場からみた京師町割・天正地割の古典的研究として注目されるのが藤田元春の論考であることは間違いなく、ここから歴史地理学における京都の近世都市化についての研究が始まったと考えて大過はない。藤田は地図上に現れた三種の地割、すなわち街区形態に着目し、それらを中世から近世にかけての京都市街形成のプロセスの中に位置づけた。三種の街区形態とは、①旧平安京域内に位置し、鉾町に代表される方一町の街区、②旧平安京域外の西陣に代表される街区、③旧平安京域内の天正地割でかたちづくられた長方形街区で、①を天正期以前形成の街区、③天正年間形成の街区としたのである。そして、①・③

の範囲を確定するに当たり、森幸安「中昔京師地図」の識語や京都の旧記類を用いている。結果から言えば、①は下京の銚町周辺のみであり、その①を圍繞する、北は一条通、南は花屋町通、東は寺町通、西はおよそ大宮通の範囲を③としたのである<sup>(7)</sup>。

しかし、現在の研究状況を見ると、藤田の見解をそのまま継承する、あるいはそれを修正したものであれ、肯定的に継承する研究は見当たらない。敢えて言えば鎌田道隆の記述が藤田の論考を思い起こさせるが、方一町の正方形街区、東西半町の南北に長い長方形街区の区別を京都中心部に限って示したもの<sup>(8)</sup>、姉小路通以南に分布する旧町割(方一町の正方形街区)を示したものであるにすぎない<sup>(9)</sup>。また、鎌田は別の論考で京都の旧記を用いながら天正地割について述べているが、そこでは正方形街区・長方形街区の分布を図にして示すことはなかった<sup>(10)</sup>。

歴史地理学の立場から戦後に京師町割あるいは天正地割について言及したのは足利健亮であった。もっとも足利の主な関心は突抜にあり、それは高橋康夫の突抜・突抜町に関する見解への反論のかたちで行われたものであった。高橋は突抜を辻子の近世的形態と位置づけ、江戸時代の地誌に記載された京都の突抜や奈良の突抜を事例に挙げながら、豊臣秀吉の京師町割を「室町時代後期から広汎に成立しつつあった辻子、辻子町による土地高度利用に着目し、その開発を先行的に実施することによって無秩序な都市開発を防止しようとしたもの」と主張した<sup>(11)</sup>。一方、足利は大名屋敷や寺院の移転等によって生じた方一町街区中央部の空閑地を貫いた道路が突抜であり、一、二町程度の短い街路であったと考えている。また、突抜の分布についても近世京都地誌の記載に基づいて下京中心に位置する方一町街区の外側に多く、それが「中昔京師地図」の識語に記載された高倉通～寺町通および堀川通～大宮通の押小路以南の天正地割実施後の新市街に該当することを図示し、高橋の見解を否定したのである<sup>(12)</sup>。こうした足利の主張は、高橋の見解を否定するだけでなく、森幸安「中昔京師地図」識語にしたがって下京の銚町が方一町の区画を維持し続けたという点で一致しながら、上京にまで京師町割を拡大して示した藤田の見解を否定することにもなっている。

足利と高橋の見解の相違には、辻子・辻子町をめぐる意見の相違が根底にあり、高橋に対して足利は「中昔京師地図」の識語を根拠の一つとしていた。また足利と藤田の見解の相違は「中昔京師地図」の識語に対する着目点の違いに起因するように思われる。このことからわかるように、藤田・足利・高橋の三者をつないでいるのが「中昔京師地図」の識語である。長い間、歴史地理学における天正地割に関する検討はこの「中昔京師地図」識語に依拠してきた。しかし、その着目点や理解をめぐる相違が生じていることが確認できた以上、あらためて「中昔京師地図」識語の意味を検討することが必要であろう。

## (2) 「中昔京師地図」識語の文脈と解釈

森幸安が作成した「中昔京師地図」(宝暦3-1753年)は「中古京師内外地図」(寛延3-

1750年)に続く歴史地図で、幸安自身も地図中に「此中昔京師地図者、応仁大乱而至天正天下一統日一百二十年戦国荒廃時ノ地図」と記している<sup>(13)</sup>。地図自体の内容は幸安自身の検討・考証を経て「戦国荒廃時」の京都を復元的に描き出したものであろうが、地図中に記載された識語は応仁の大乱後の京都の荒廃ぶりを述べた後に、豊臣秀吉による京師町割から、慶長以降の市街の形成まで含んでいる。以下はその識語のうちのほとんど最後に記述された京師町割に関わる部分である。

資料1 「中昔京師地図」識語(部分)

百餘年其間有並所軒宇、①今祇園山鉾出町及其近辺并一條北西陣等町家者、天正以前戦国之時有之云、故天正十八年京師町割時、如御幸町堺町等、一町半各不貫一通云、亦其戦国時、②内裏東洞院土御門東北方町、四外六町然、天正以降皇城増益時轉地、雖然今除諸役、此故③今三條五條今松原街、東洞院油小路此交皆一町四方、④其時野原地京極以西高倉東又堀川西押小路以南之類皆每半町有南北街路、今京師街路以是可知、⑤其時野原地在六條以南本願寺領及一條堀川西南聚楽等数百町街通町天正一統日如舊定割町小路之後、慶長以降町街可知、  
(句点および下線は筆者による)

応仁の大乱から天正一統までの荒廃期を指した「百餘年其間」で始まるこの一節は内容の点で大きく二つに分けることができる。前半は「百餘年其間～東洞院油小路此交皆一町四方」の部分で、半町ごとの南北新街路が開かれなかった地域について記述している。その地域が下線部①～③である。このうち、下線部②は先行研究の中で取り上げられることがなかった部分であるが、内裏を「方町」すなわち方一町の区画として記述し、「四外六町然」の内裏周辺の6町も方一町区画であったことを述べている。また、③の「三條五條今松原街、東洞院油小路」は④の「祇園山鉾出町及其近辺」をより具体的に記述したものであるため、事実上は下線部①・②が天正地割の実施がなかった地域ということになる。①・②の地域で天正地割が実施されなかった理由について、森幸安は「町家者、天正以前戦国之時有之」ためであると述べて、後半部分の冒頭にある「野原地」の町割と対照させている。

「其時野原地」から始まる後半が天正期の京師町割あるいは天正地割が実施された地域について述べた部分である。ここで注意しておかなければならないことは、「其時野原地」で始まる文が下線部④と⑤にあり、前半とは違って地域の重複がないことである。下線部④は藤田を始めとする歴史地理学研究者が注目してきた記述であるが、⑤に言及して京都の町割をとらえようとしたのは、管見の限りでは藤田だけである。⑤は森幸安が慶長以降に町が形成されたと判断した地域を列挙したものである。したがって、文章表現から見る限りでは、天正期の京師町割あるいは天正地割の実施範囲は下線部④に限られると言ってよい。

下線部④の「京極以西高倉東又堀川西押小路以南」については既に述べたように天正地割の

実施が下京の一部に限られることを示す資料として用いられてきた。それはこの部分を「京極以西高倉東又堀川西」かつ「押小路以南」と読むことに等しい。しかし、それは正しい読み方であったのだろうか。筆者はこれまでの解釈について二つの疑問をもっている。その一つは「京極以西高倉東又堀川西押小路以南」という句の構成および文脈という点からであり、他の一つは森幸安が二条でも三条でもなく、押小路通を境界とした意味からである。

句の構成という点から言うと、「京極以西高倉東又堀川西」かつ「押小路以南」では「又」の前後のバランスがいかにも不釣り合いである。「又」の前後の句は「A以□、B□」と「C□、D以□」(A~Dが街路名、□は四方位の一つ)となっている。前後の句の構成を比べると配列が逆転し、「又」の一字によって対照的になっているのである。こうした句の構成からみれば、「押小路以南」は「京極以西高倉東又堀川西」を条件づけるというより、「京極以西高倉東」と「堀川西押小路以南」がそれぞれに句を作り、「又」によって並列関係におかれていると理解するほうが妥当であろう。そして、そのように理解した方が押小路通を境界とした意味も明確になる。「京極以西高倉東」の「押小路以南」では押小路通を境界として設定する理由を筆者は見いだせない。それに対して、「堀川西押小路以南」を一つの句として読めば、押小路通は二条城の南を通る街路であるため、押小路通を北の境界として設定した意味ははっきりするのである。

また、前半部分に記載されていた方一町区画の地域を除くという条件のもとで、従来通りの理解に従ったとすると、京極以西・高倉東の押小路以北、堀川西の押小路以北、そして東洞院から油小路までの三条以北の地域はいつごろ形成された市街であると言えるのだろうか。堀川西の押小路以北は⑤の「一條堀川西南聚楽」に相当すると考えることも可能であろう。しかし、その他の地域については何の記載もなく、説明不可能になる。それでは「今京師街路以是可知」や「慶長以降町街可知」がまったく空虚な言葉になってしまう。森幸安は京都に生まれ、20歳代まで京都で暮らし、大坂に移ったのちに地図製作を始めるが、本稿で検討対象になっている「中昔京師地図」を作成する以前に、「近世京師内外地図」(寛延3-1750年)、「京師内外地図」(寛延3年)、「城池天府京師地図」(寛延3年)、「官上 京師地図」(宝暦2-1752年)などを手掛けている<sup>(14)</sup>。こうしたことから、森幸安は「京極以西高倉東」の地域が下京から上京まで南北に長い長方形街区が連なる地域であることを、そして京都における長方形街区の分布を体験的にも地図製作の作業を通して熟知していたと考えるべきであろう。

ここまで述べてきたいくつかの点を考え合わせれば、「京極以西高倉東又堀川西押小路以南」は決して「京極以西高倉東又堀川西」かつ「押小路以南」と読むのではなく、「京極以西高倉東」そして「堀川西押小路以南」と並列的な関係で読まなければならないことは明らかであろう。このことは、天正地割を実施する際に開かれた南北新街路が下京に限って敷設されたものではないことを示している。

## 2. 『京都冷泉町記録』と京師町割

### (1) 『京都冷泉町記録』における「本町のつきぬけ」

豊臣秀吉による京師町割あるいは天正地割の実施については、中村や鎌田はそれを記録した同時代資料がないと述べている<sup>(15)</sup>。江戸時代の編纂物である旧記類や「小田原記」<sup>(16)</sup>、そして「中昔京師地図」の識語などが用いられてきたのも、同時代資料を見出すことができなかったという事情からであろう。しかし、「中昔京師地図」の識語や旧記類に基づく説明は、天正地割が下京のごく狭い範囲でしか実行されなかったという誤解を生むことにもなった<sup>(17)</sup>。前章の検討結果から明らかのように、天正地割の実施が下京の一部に限られたものではない。そこで注目されるのは、室町通二条上ルの冷泉町の大福帳類を集めた『京都冷泉町記録』の記事である。

#### 資料2 『京都冷泉町記録』<sup>(18)</sup>

言上

- 一 冷泉室町東縁家屋敷おくへ三十一間御座候キ。此内十八間室町へ去卯月之比被仰付候。相残分十三間つきぬけへ御わたしなされ、むろまちへ十八間分ニ御地子ハ八月ニ運上申候御事。
- 一 右之御地子銭之後、他町のなみに被仰付候ハ、忝可存候御事。以上

十月十八日

冷泉室町惣中

法印様

御奉行衆

人ノ御中

#### 資料3 『京都冷泉町記録』<sup>(19)</sup>

言上

- 一 冷泉室町東方家屋敷おくへ卅一間御座候キ。此内十八間室町へ去卯月之比被仰付、相のこりふん十三間つきぬけへ御わたしなされ、室町へ十八間分之御地子、八月ニ運上申候事。
- 一 本町のつきぬけ四十数町相すミ申候処ニ、此一町別而被仰付候事、めいわく申候間、右之御地子、他町のなみに被仰付候ハ、忝可存候。以上

十一月六日

#### 資料4 『京都冷泉町記録』<sup>(20)</sup>

言上

冷泉室町東縁

家屋敷地子帳おくへ卅一間屋ふおりにかけて御座候旨、先年法印様へあけ申候御事。

- 一 去此廿五日ニ、他町ことくことく室町通つきぬけと、相たい之地子銭相すまし申候通  
召よせられ、行事共判形仕あけ申候御事。以上

仍為後日借状如件。

天正拾九年

三月十二日

佐渡 (花押)

冷泉町東縁年寄衆まいる

『京都冷泉町記録』に記載された資料1を最初に用いたのは、吉田伸之である。それは天正年間末期の「町共同体と町人身分の本源的な存在形態」を検討することを目的としたものであったが、年紀がない当該の資料を用いるにあたって高橋の論考を参照し、天正18年の記事と判断している<sup>(21)</sup>。資料2・資料3は、若干の文言の相違はあるものの、内容の点では同じであり、資料2・3から資料4まで地子銭をめぐる動きにも矛盾はない。また、天正18年10月25日の年紀が記載された「請取申竹之事」に続く11月14日付の付箋の記事に「百四拾本ハ、東かわ北南之うら屋敷ニ被取候ニより」<sup>(22)</sup>とあって、冷泉町が土地を分割したことを記載している。これらのことから、資料2・3が天正18年10月、11月の記事であることは間違いない。

資料2で注目されるのは第一条の記述である。そこから明らかになることは、(i) 天正18年4月ごろに新たな街路(突抜)・町(突抜町)をかたちづくるために、冷泉町東街区の土地を分割したこと、(ii) 冷泉町東街区の裏行の長さが31間であったこと、の2点である。冷泉町の東側に開かれた南北新街路(突抜)とはその後に関替町通と呼ばれている街路に、突抜町は北小路町西街区に相当する。また資料3で注目されるのは第二条の「本町のつきぬけ四十数町」で、「本町」40数町の規模で突抜・突抜町への土地の分割が実施されたことを示している。この土地の分割をめぐる、冷泉町一町だけが他の町と異なる地子負担を求められてようである(資料2・3)。それがどのような負担であったのかは資料2・3には記述されていないが、資料4の「他町ことくことく室町通つきぬけと、相たい之地子銭相すまし申候通」から、冷泉町だけが突抜・突抜町用地の地子も負担するよう求められたのではないかと思われる。資料4の第2条は天正19(1591)年春には冷泉町の地子負担が他町並に突抜・突抜町用地を除く負担で決着したことを伝えるものであろう。

歴史地理学的な関心から言えば、とくに注目されるのは資料3・第2条の「本町のつきぬけ四十数町」である。「本町」は各地で町名として用いられているが、ここではそうした使い方ではない。少なくとも新たな街路(突抜)・町(突抜町)をかたちづくるために「土地を分割した」あるいは「土地を分割することが求められた」町という要件を満たすものでなければならぬからである。この土地の分割という点に注目すれば、「本村一分村」の関係が思い起こされる。この関係を適用すれば、『京都冷泉町記録』に記載された「本町」は「本町一突抜町」

の関係における本町の意味であると考えることができよう。さらに「本町」の意味・用法などについては検討すべき点もあろうが、『京都冷泉町記録』にはこれ以外に使用例がないため、ここでは「突抜・突抜町に土地を分割したもとの町、親町」と規定するにとどめておく。

ここに挙げた資料2～4はすべて冷泉町東街区の記録で、西街区についてはまったく記述がない。また冷泉町の南北の町長も不明であるため、天正18年春時点の冷泉町の形態は明らかにできない。しかし、冷泉町東街区の裏行は烏丸通～室町通間が東西一町であったことを推定させる。そして、冷泉町を含む室町通の本町が土地を分割し、その結果として突抜(両替町通、図1中のα)と両側町の突抜町(北小路町など)が成立するためには、烏丸通～室町通間では一町四方の街区が南北に連なっていなければならない。すなわち、本町40数町は、一町四方の街区のなかで、(ii)から片側半町、両側で東西およそ一町の町地をもつ町として成立していたということである。ただ、町裏は空閑地同然の状況であったと推定される。

この本町40数町は、言い方を変えれば天正18年春の時点における京都の既成市街の一部である。また、天正18年の時点で冷泉町が「本町」町裏の土地を数町に渡って貫く南北の新街路を「突抜」と呼んでいたことは否定できない。その突抜が既成市街の内部に残された空閑地同然の土地の開発に向けて企図して通され、突抜町の成立を促す、それが「京都冷泉町記録」に記載された天正18～19年の動きである。

## (2) 「本町」の広がり

冷泉町東街区から分割された土地が突抜(両替町通)になり、両側町形態の突抜町になるためには、室町通および烏丸通を軸とする複数の町からの土地の分割が必要である。両替町通は三条通～丸太町通間に開かれた街路で、室町通側7町、烏丸通側7町、合計14町が土地を分割したことになる。この14町を含めて40数町の「本町」があったことから、突抜は両替町通だけではないことは明らかである。両替町通周辺で突抜に該当すると思われる南北街路は、西から順に小川通・釜座通・衣棚通、そして烏丸通を越えた車屋町通を含めて5本である(図1、β～ε)。森幸安が記述した「其時野原地京極以西高倉東」については検証が必要であるが、仮にそれに従うと高倉通以东は京師町割の実施まで野原であり続けたことになる。本稿では「本町」を突抜・突抜町に土地を分割した町(既成市街)と規定した以上、高倉通まで本町が広がっていたとは考えられない。そこで、以下では「本町」を油小路通から東洞院通までの街路に広がった町(既成市街)と仮定し、突抜を最多で小川通から車屋町通までの5本と仮定して検討する(図1)。

また、突抜・突抜町の南限については、東西の範囲と同様に「三條五條今松原街、東洞院油小路此交皆一町四方」という森幸安の記述に従えば、三条通が一応の南限になる。実際、釜座通・衣棚通・両替町通が三条通から始まり、釜座通・衣棚通には「釜座突抜町」(現・突抜町、図1中の①)や「衣ノ突抜町」(現・突抜町、図1中の②)の町名をもつ町が突抜の南端部に



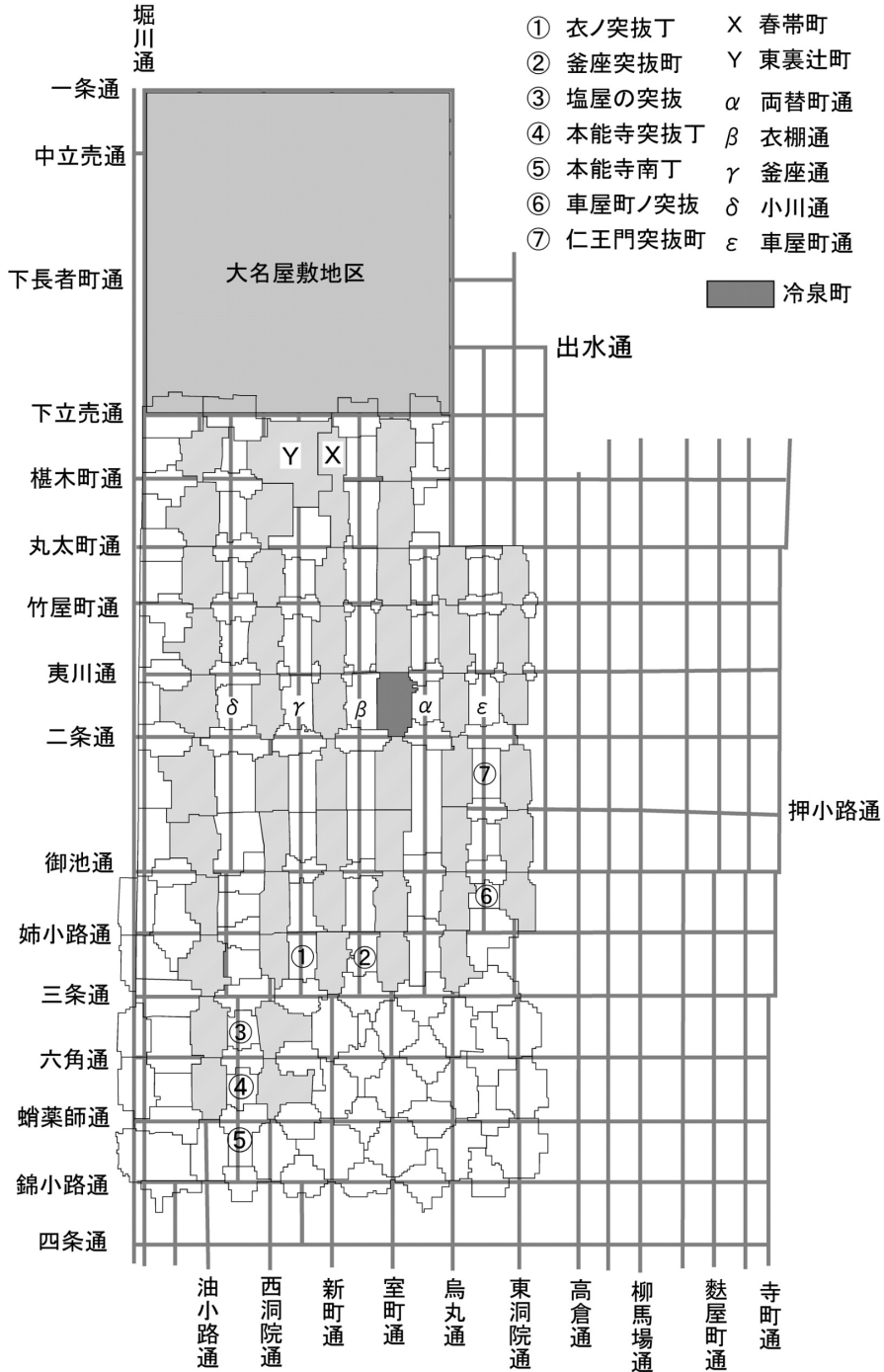


図1 豊臣期京都における突抜

資料 『寛永後万治前 洛中絵図』、『都記』(京都大学図書館蔵)

注 豊臣期・江戸初期の町界は不明である。そのため、この図では便宜的に現在の町界を用いている。

存在している。また、寛永年間(1624~1644年)「洛中絵図」<sup>(23)</sup>によると小川通三条下ルに「しほやのつきぬけ(塩屋の突抜)」(現・狸々町、図1中の③)、小川通六角下ルに「本能寺突抜丁」(現・元本能寺町、図1中の④)があって、突抜が蛸葉師通まで伸びている。本能寺突抜丁はその南に続く「本能寺南丁」(現・南本能寺町、図1中の⑤)とともに本能寺跡地(旧寺地)に成立した町であり、「本町」の条件に当てはまらない。また、寛永元年と推定されている「京都図屏風」<sup>(24)</sup>は三条通以南に続く街路を描いておらず、寛文年間の「洛中絵図」<sup>(25)</sup>になると「本能寺突抜丁」の南に「新辻子」が記載され、突抜が錦小路に達している<sup>(26)</sup>。こうした突抜の段階的な変化から、「塩屋の突抜」は江戸時代になって開かれたものと思われる。したがって、小川通も豊臣期には三条通を南端としていたと考えてよからう。

烏丸通と東洞院通の間に開かれた車屋町通の南限は姉小路通で(図1中のε)、他の4本の突抜に比べ北へ一町のずれが生じている。この車屋町通にも、釜座通や衣棚通と同じように、南端近くに「車屋町ノ突抜」(現・梅屋町、図1中の⑥)があった。「車屋町ノ突抜」は、他の突抜町と違い、姉小路通・御池通に形成された横町が大きいいため、狭小な突抜町になっている。さらに、車屋町二条下ルには「仁王門突抜町」(図1中の⑦、現町名も同じ)がある。

一方、突抜の北限を設定するときに念頭に置いておくべきことは、公家屋敷や町屋の移転(京中屋敷替)、大名屋敷地区の形成が同じ天正18年に実行されていたことである。なかでも大名屋敷の形成は突抜・突抜町の成立に大きな影響を与えたと思われる。大名屋敷地区については考古学的な調査が進んでおり、家紋入り金箔瓦などの出土状況から、大名屋敷地区の範囲は烏丸通~堀川通、一条通~下立売通に設定されている<sup>(27)</sup>。屋敷替をしてまで大名屋敷地区の形成を進める中で、そこに新たな突抜・突抜町をつくることはとうてい考えられない。したがって、烏丸通以西においては下立売通を北限と考えて間違いない。それに対して、車屋町通は寛永期の洛中絵図による限り、出水通に達している。それが豊臣期における車屋町通の北限とは断定できないが、確認可能な同時代資料がないため、ここでは仮に出水通を車屋町通の北限としておく。この仮定に誤りがなければ、烏丸通以西の突抜に対して車屋町通は南限と同じように一町分北にずれることになる(図1中のε)。

また、図1に示した町界は、天正18~19年当時のそれを知ることができないため、便宜的に現代の町界を用いている。そのため、図1中のX・Yで不都合が生じている。Xは南北2町の長さをもつ現・春帯町である。春帯町は明治時代に入って成立した町で、もとは腹帯町と春日町の2町であった。それは寛永期の洛中絵図を見ても同じである(図2)。豊

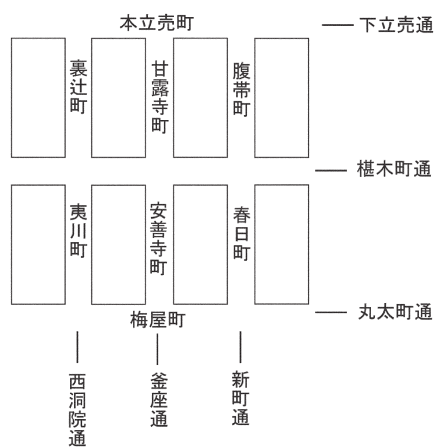


図2 東裏辻町・春帯町における近世の町界  
資料:『寛永後万治前 洛中絵図』

表1 『京都冷泉町記録』の通り別本町数

街 区	油小路通		西洞院通		新町通		室町通		烏丸通		東洞院通	
	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東	西	東
本町数	—	9	9	9	9	9	9	7	7	10	9	—
計	9		9		9		9		10		9	

臣期の状況は明らかではないが、春帯町は本町2町分で算入する。また、Yは現・京都府庁の南に位置する東裏辻町である。現在の東裏辻町は周辺にあった町の一部を併合したもので、江戸時代の東裏辻町とは町域が大きく異なっている。寛永期の洛中絵図に記載された東裏辻町は西洞院通下立売下ルの南北およそ一町の町であった(図2)。

以上の予備的な検討を踏まえて、本町が広がっていた地域を油小路通～東洞院通、三条通～下立売通(一部、出水通)の範囲と仮定し、本町として挙げるができる町数を示したものが表1である。油小路通から東洞院通までの町数を合わせると55町になり、『京都冷泉町記録』に記載された40数町に比べ、10町程度多い結果になる。突抜・突抜町の形成には連続的な土地の確保が必要であることから、この超過分は油小路通の9町、あるいは東洞院通の9町に当たると推定することができる。超過分が油小路通・東洞院通のいずれであっても、本町が46町になることは変わらず、この46という町数は「本町のつきぬけ四十数町」の記載と矛盾しない。天正14(1586)年に始まる聚楽第造営を契機に聚楽第周辺で新たな町(聚楽町)が成立していたことがすでに指摘されており<sup>(28)</sup>、天正18年春の時点で西洞院通～烏丸通までは方一町街区に南北街路を軸にして東西一町幅の町を形成していたことはほぼ間違いない。こうした点を考え合わせると、超過分は東洞院通の9町で、油小路通に成立していた9町が本町に数えられていた可能性が高いと言えよう。

### 3. 烏丸通以東における町割と町の成立状況

#### (1) 東洞院通の市街化

烏丸通以東における京師町割あるいは天正地割の実施とその後の、とくに文禄年間(1592～1596)における町の成立状況を検討するにあたって、まず東洞院通における町割および町の成立状況を確認するところから始めたい。それは、第一に東洞院通西街区が烏丸通東街区とともに車屋町通の成立に関わること、第二に東洞院通東街区が「野原地」と森幸安が言った高倉通西街区とともに間之町通の成立に関わってくるためである。とはいえ、東洞院通における町の成立について記録した文書類は、現時点では見当たらない。そこで、以下では「中むかし公家町之絵図」<sup>(29)</sup>、「寛永十四年洛中絵図」<sup>(30)</sup>、「寛永後万治前洛中絵図」<sup>(31)</sup>などの絵図類を資料として使用する。

「中むかし公家町之絵図」（図3）の景観（作成）年代は、内藤昌らの検討では慶長16（1611）年4月～慶長18（1613）年12月の間<sup>(32)</sup>、また湯口誠一の検討では慶長16年～元和元（1615）年の間であると結論づけられている<sup>(33)</sup>。いずれにしても、慶長末期の絵図であることは間違いない。また、当該図の記載範囲は烏丸通以東、榎木町通以北の公家町とそれに隣接する若干の町屋地域に限られている。本稿が対象とする天正年間末期から20年余り後の公家町を描いた絵図であるため、豊臣期における当該地域の景観とは大きく異なる部分もある<sup>(34)</sup>。しかし、東洞院通における市街の形成状況を伝える最も古い絵図であり、その街区形態に大きな変化がないと考えてよい部分もある。それが禁裏六丁に属していた新在家の各町である。新在家の存在が確認できるのは『言継卿記』永禄10（1567）年12月24日条によってである<sup>(35)</sup>。その新在家が慶長年間末期までどのような変化をたどってきたのかは、不明である。「中むかし公家町之絵図」の記載された新在家は東と北で公家屋敷に接し、西は烏丸通、南は出水通になっている。その中央に東洞院通が通り、それに直交する3本の東西街路で街区がかたちづくられているが、「中むかし公家町之絵図」では町屋敷地域に町名はなく、新在家を含めてただ「町屋」と記載するだけである。

寛永期の洛中絵図で当該地域の街区形態等を見てみると（図3）、頂妙寺北側の公家屋敷の区画の拡大とそれに伴う町屋地域の縮小、そして出水通が間之町通で終わるなど、いくつかの変化が認められるが、新在家の街区形態に大きな変更は見られない。慶長末期の公家町の絵図と寛永年間の洛中絵図の街区形態に大きな変化がなく、また、新在家の各町は宝永大火後の公家町整備の際に移転し、その跡地が公家町に編入されるまでに新在家の街区形態の大きな変更を伝える資料は見当たらない。したがって、新在家の各町は宝永年間まで成立期の街区形態等をほぼ維持して、同じ位置に存続していたと考えられる。

寛永期の洛中絵図に記載された新在家の町名は「新在家北町・新在家中町・新在家南町」である。この新在家北町・新在家中町・新在家南町の3町は近世初期の禁裏六丁に属していた。禁裏六丁の成立は室町時代後期で、「一条二条」・「正親町二町」・「烏丸」・「橘辻子」（以下、中世六丁と表記する）で構成されていた<sup>(36)</sup>。その中世六丁は天正19（1591）年間1月4日に屋敷替を指示されたが、やや遠方であったため、同月5日にあらためて近所への屋敷替を願い、同月21日に移転を開始したことが「晴豊公記」に記載されている<sup>(37)</sup>。高橋は中世六丁のうち移動先が明らかなのは一条通北の烏丸通・室町通間に移転した橘辻子ただ一町で<sup>(38)</sup>、天正年間末期の禁裏六丁は中世の六丁とは別の、禁裏御所附掃除役を受け継いであらたに成立したものであることを指摘している<sup>(39)</sup>。したがって、禁裏御所附掃除役を勤める「新在家北町・新在家中町・新在家南町」の3町は、中世六丁とはその構成も位置も異なり、中世六丁に代わる新たな禁裏六丁を構成する町であり、資料上の初出からいえば既成市街であったと言うことができようが、東洞院通の公家屋敷に接する北端に天正19年閏1月末以降に新街区として成立したことになる。

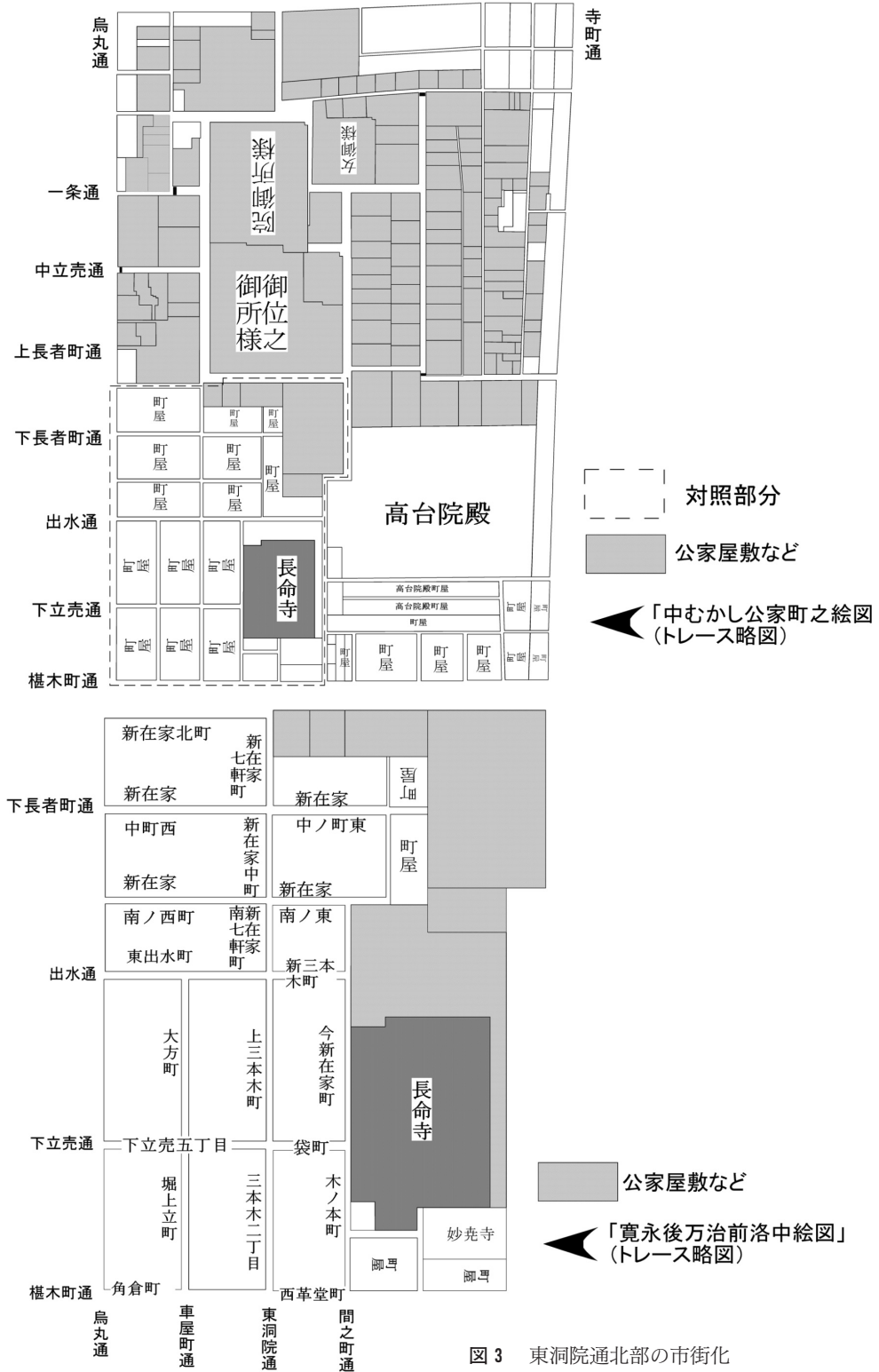


図3 東洞院通北部の市街化

「中むかし公家町之絵図」の新在家の南側に続く街区は寛永年間の洛中絵図では「上三本木町、三本木式町目」（図1中のD・E、図3）と記載されている。「三本木」という地名をもつ町は東洞院通出水下ルの上三本木町から始まって、東洞院通二条上ルの「三本木六町目」（図1中のF）まで続く<sup>(40)</sup>。つまり、東洞院通においては新在家と三本木という二つの地域単位で市街化が図られたということである。そして、三本木式町目から三本木六町目という町の並びから、上三本木町が三本木一町目に該当することは明らかである。上三本木町が三本木一町目に該当するということは、上三本木町の位置が北側の既成市街である新在家の存在を前提にして決定されたことを示している。

「三本木」の名をもつ町がいつごろ成立したのかという点は不明である。しかし、『大中院文書』文禄2（1593）年「源太郎盗に付請状」の中に「三本■三町目横町」の記載があることから<sup>(41)</sup>、早い時期から「□町目（丁目）」という呼称が用いられていたと考えられる。この「□町目（丁目）」という呼称は、中世京都には見られないもので、豊臣政権下の京都から始まったのではないと思われる。例えば、『寛永後万治前洛中絵図』で天正19年に豊臣秀吉から寺地を得た天満本願寺が西六条に建設した寺内の町名を見ると、すべての町が「□町目（丁目）」と呼称されている。こうした数詞を用いた町名は決して多くはないが、堀川東西の聚楽組の各町、伏見街道に沿って形成された本町、宮川町等、京都の各所に見出せる。これらはみな豊臣期から徳川期初期にかけて成立した町である。西本願寺の寺内の各町が固有名詞的な町名で記載されるようになるのは、17世紀中ごろの絵図からである<sup>(42)</sup>。数詞を用いた呼称は町名が認知され固定するまでの街区単位の便宜的なもので、それ自身が町としての歴史の浅さを物語っている。以上の点から、東洞院通の「三本木□町目」という呼称が市街化して間もないことを示しており、烏丸通以西の新街区の形成・新在家3町の整備などと考え合わせると、天正19年以降に市街化が進んだと考えるのが妥当であろう。しかし、それ以上に重要な点は東洞院通の「三本木□町目」という呼称が、そこが新市街であることを示す、という点である。このことにより、東洞院通の各町が町裏を分割して突抜や突抜け町に土地を提供した「本町」に含まれないこと、したがって車屋町通は「本町のつきぬけ」に含まれないこと<sup>(43)</sup>この2点が明確になる。加えて東洞院通の町割と同時にその西側に位置する車屋町通、東側に位置する間之町通の開設と町割が当初から予定されていたことを推定させるのである。

すでに触れたことであるが、天正地割の実施によって室町時代までなかった南北に長い、短冊型の屋敷割をもつ両側町で構成される長方形街区が成立するという共通した理解がありながら、京師町割・天正地割については江戸時代以降の長方形街区の分布を重視した、いわば遡及的な研究結果と、天正地割をかたちづくる南北の新街路の創設とその位置から見た研究結果が一致しないという奇妙な状況が生まれていた。この点についても東洞院通の市街化に関する検討結果から、実態に即した理解が生まれてくる。それは、これまで歴史地理学研究の中で理解されてきた半町ごとに新たな南北街路を敷設し、東西半町の長方形街区からなる町割をつくる

事業が東洞院通以東で進行すると同時に、歴史地理学研究の視界に入らなかったもう一つの事業、すなわち烏丸通～油小路間で「本町」すなわち方一町の街区の既成市街の町裏に「突抜」を通して突抜町の用地を確保し、既成市街と突抜町をともに東西半町の町につくりあげる事業が天正18～19年中に進行していたことである。

この二つの事業は一方が「野原地」であった地域を対象とし、他方が既成市街を対象としたもので、新たな町割を実施する際の条件はまったく異なっている。しかし、一町間隔で並ぶ既存街路の間に南北の新街路を開いて市街の形成を促し、東西半町の長方形の街区と短冊型の屋敷割で構成される町空間をつくり出すという方法からみれば、両者にはとくに違いがあるわけではない。したがって、長方形街区をつくるという京師町割の方法と結果としての長方形街区の分布に大きな齟齬がなく、実態に合った理解をしようとするれば、上述した二つの地域を合わせて天正地割による新たな町割の実施範囲ととらえることが必要である。

## (2) 東洞院通以東における町割と町の成立状況

東洞院通の「三本木」の各町が天正19年以降に成立した新市街であり、東洞院通と同時に車屋町通・間之町通も開設されたと考えられる以上、半町ごとの街路の開設は連鎖的に間之町通から寺町通まで波及することになる。新設された街路には柳馬場通に「四丁目・五丁目・六丁目」があり<sup>(44)</sup>、高倉通や堺町通にはこうした呼称は見られないが、間之町通では間之町通榎木町下ルに「あいノ頭町」という呼称が出てくる(図4)<sup>(45)</sup>。また、富小路通～寺町通には「□丁目(丁目)」や「□□頭町」と言った市街の成立時期をうかがわせる呼称が見られないため、図4の範囲から除いてある。間之町頭町は宝永大火後の公家町整備によって公家町に編入されたため廃町になっている。この「頭町」という表記は豊臣期および徳川期の町名として散見され、現在でも町名として使われている。間之町頭町の場合、今在家町(図4中の間之町通①、宝永年間に廃町)・大方町(図4中の間之町通②、宝永年間に廃町)に規制されて、頭町の呼称をもつこの町から南に新たな町が成立したことを示しており、その点で「一丁目」という表現に類似した新市街を示す呼称である。

図4の中でも注目されるのは、柳馬場通における四丁目以下が東洞院通の「三本木」と同じ並び方になっている点である。江戸時代から一丁目～三丁目の呼称は失われているが、それらが存在していれば柳馬場通出水通下ルが一丁目に該当する。烏丸通以西の「本町」においては三条通～下立売通の南北9町、烏丸通～油小路通の東西4町の地域を突抜・突抜町の開発対象地域になっていた。それに対して、車屋町通は出水通から姉小路通の南北9町に開かれ、それに隣り合う東洞院通と柳馬場通では同じ並びで「□丁目(丁目)」呼称がつけられている。「本町」と同様に東西4町の幅があったかどうかは不明であるが、間之町通のように規制条件が存在する場合は別として、少なくとも烏丸通東側から柳馬場通までは出水通を北限とする地域が新しい街路と街区の形成が計画され、実施されたように思われる。

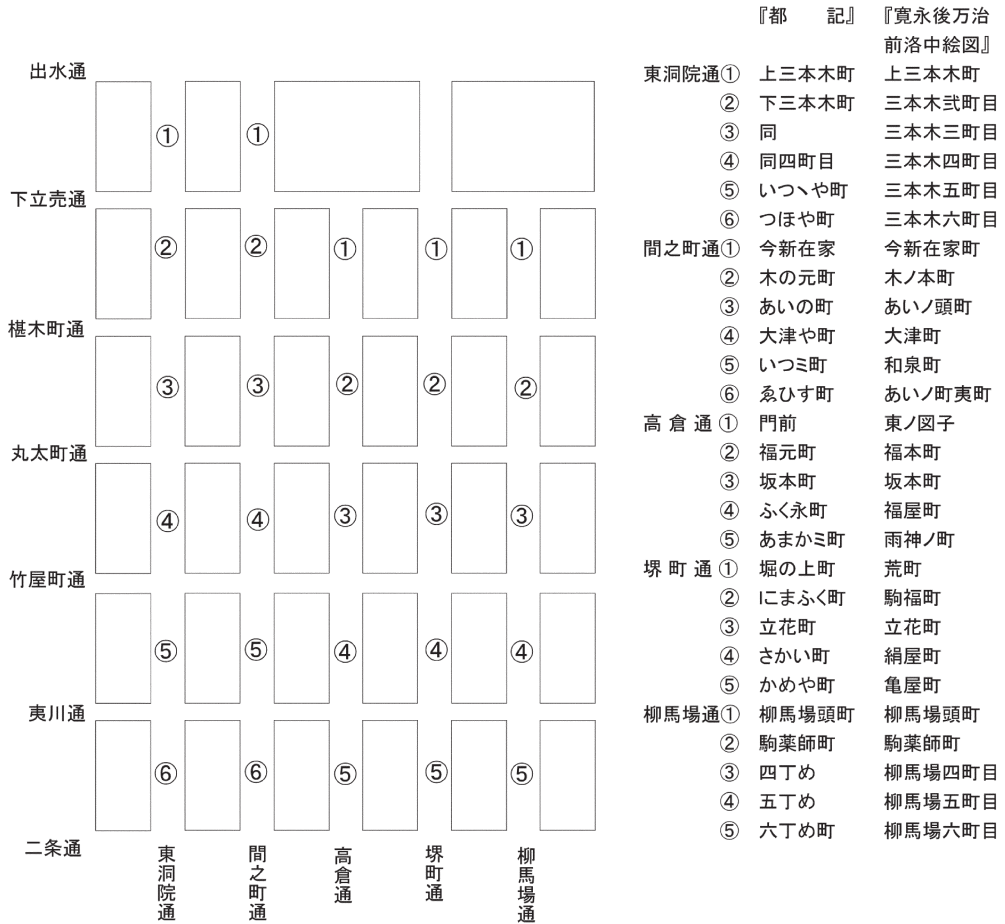


図4 寛永期における上京南部の町名

しかしながら、新たな街路・街区の設定と地縁的な組織である町の成立を同一視することはできない。そこで、文禄年間までに存在が確認できる『京都冷泉町記録』、「大中院文書」に記載された町名を集めたものが、図5である。図5の榎木町通以北は「中むかし公家町之絵図」に依拠し、榎木町通以南は寛永年間の洛中絵図を参照している。これによれば、成立が確認できある町は図の北東部に偏る傾向があり、間之町通の西で数多くの町名が挙がってくる。それに対して、柳馬場通から東では、信楽寺前町の他は町の成立が確認できない。もちろん、数少ない資料に基づくものであり、記録にないことで直ちに町の成立が否定されるわけではないが、柳馬場通以東の地域についてはあらためて町の成立状況を確認することが必要である。



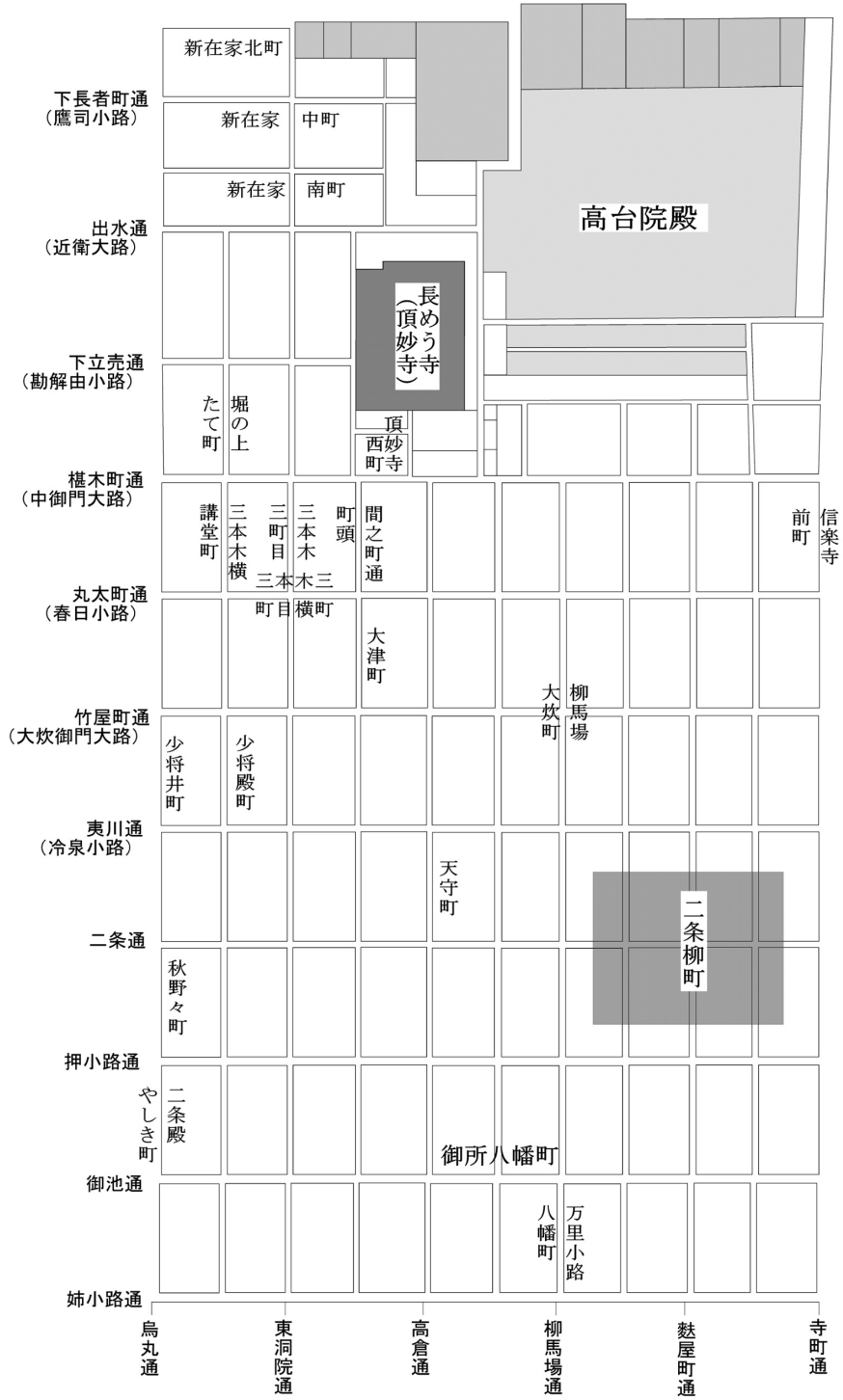


図5 諸記録に記載された天正・文禄期における上京南部の町  
資料「大中院文書」および『京都冷泉町記録』

## おわりに

本稿は天正年間末期の京都を対象に、京師町割あるいは天正地割の実施の前提となる同時期の市街の広がりおよびその実態をとらえ、新たな町割あるいは天正地割の実施方法、実施範囲について検討を加え、さらに実施後の新市街の広がりを見てきた。京師町割・天正地割に関わる本論を進めるにあたって、まず歴史地理学研究が依拠してきた「中昔京師地図」の識語について再検討を行い、「京極以西高倉東又堀川西押小路以南」の句を、「京極以西高倉東又堀川西」かつ「押小路以南」ではなく、「(京極以西高倉東) 又 (堀川西押小路以南)」と読むべきことを指摘し、(堀川西押小路以南) が堀川の西で二条城以南の下京市街を指しているのに対して、(京極以西高倉東) には上京・下京の区別がないことを指摘した。

このことを踏まえて『京都冷泉町記録』に記載された天正18～19年の記録を取り上げ、冷泉町東側の町裏の分割、「本町のつきぬけ四十数町」に関する検討から、上記の流れで検討を加えた。その結果を簡略にまとめると、以下のようになる。

- ① 『京都冷泉町記録』の「本町」とは突抜・突抜町に土地を分割した元の町、親町であり、天正18年の時点で方一町の街区に東西一町の町域をもつ町であった。
- ② 40数町の本町は油小路通～烏丸通、下立売通～三条通の、南北9町・東西4町の範囲に分布し、天正18年に町裏を4本の突抜（小川通・釜座通・衣棚通・両替町通）・突抜町の用地として分割した。
- ③ 東洞院通の市街は新在家と三本木という2つの地域単位からなり、新在家の存在に規制されて出水通下ルから南の三本木は天正19年以降に成立した新市街であり、西の車屋町通、東の間之町通などと同時に町割が行われた。
- ④ 東洞院通の三本木と同じ町（暫定的な呼称、あるいは町名）の並び方が柳馬場通に存在することから、烏丸通以東では出水通を北端とする新たな街路・街区の形成が計画されていた可能性がある。
- ⑤ 資料の制約から数は少ないが、烏丸通～寺町通、出水通～姉小路通の範囲で、天正末期から文禄年間までに町の成立・存在が確認できる町をみると、西部とくに北西部に多く、東に進むにつれて少なくなる。柳馬場通以東になると、ほとんど確認できない。

以上の結果は、『京都冷泉町記録』の検討から始まったため、冷泉町の周辺地域が主な対象地になっている。しかし、京師町割・天正地割の対象は上京・下京の区別なく、これまで言われてきた「野原地」および開発の余地を残した既成市街であり、烏丸通を境に京師町割・天正地割がほぼ同じ方法で、同時期に行われていたことを明らかにした。

既成市街地における新たな街路（突抜）と突抜町の形成は当該地域により高密度な土地利用

をもたらすことになることは容易に推定できることである。一方、烏丸通以東では天正20(1592)年の「人別書上」もあり、新たな町割の実施直後から町人の転入が始まったと考えられるが、資料的な制約が大きく、柳馬場通以東の地域については町の成立がほとんど確認できない。この点は、今後の課題である。

〔注〕

- (1) 「町割」は、都市計画、街区や町界の設定の二つの意味で用いられる。本稿では、後者の意味で町割と使用する。
- (2) 小野晃嗣(1940)「京都の近世都市化」、社会経済史学第10巻第7号、643～674頁。なお、当該の論文は、小野晃嗣(1993)『近世城下町の研究 増補版』、法政大学出版局、268～296頁、に再録されている。
- (3) 京都の近世都市化、あるいは京都改造に関する個別研究論文は数多い。それらを網羅して掲出することは困難であるため、以下には戦後の研究書あるいは研究書等に掲載された論文に限って示す。
  - ・京都市編(1969)『京都の歴史4 桃山の開花』、學藝書林、255～320頁。
  - ・足利健亮(1984)『中近世都市の歴史地理一町・筋・辻子をめぐって一』、地人書房、189～217頁。
  - ・高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編(1993)『図集 日本都市史』、東京大学出版会、130～131頁(高橋：織豊期の京都)、134～138頁(杉森哲也：京の城下町化)、142～143頁(伊藤毅：京都の寺町)、188～189頁(伊藤毅：近世京都の成立)。
  - ・足利健亮編(1994)『京都歴史アトラス』、中央公論社、68～69頁。
  - ・朝尾直弘(1994)「信長と秀吉」(佛敎大学編『京都の歴史3 町衆の躍動』、京都新聞社、所収)、107～131頁。
  - ・鎌田道隆(2000)『近世京都の都市と民衆』、思文閣出版、28～63頁。なお、初出は、鎌田道隆(1993)「京都改造一ひとつの豊臣政権論一」、奈良史学・第11号。
  - ・日本史研究会編(2001)『豊臣秀吉と京都 聚楽第・御土居と伏見城』、文理閣、249総頁。
  - ・杉森哲也(2008)『近世京都の都市と社会』、東京大学出版会、19～98頁。なお、初出は、杉森哲也(2001)「近世京都の成立一京都改造を中心に一」(佐藤信・吉田伸之編『新体系日本史6 都市社会史』、山川出版社、所収)、257～286頁。
- (4) 中村武生(2001)「豊臣政権の京都都市改造」(前掲(3))、日本史研究会編(2001)に所収)、89～112頁。
- (5) 前掲(4)、98頁。
- (6) 前掲(2)。
- (7) 藤田元春(1925)『都市研究 平安京変遷史 附古地図集』、ズカケ出版部、32～38頁。
- (8) 鎌田道隆(1979)「秀吉の京都改造」(川嶋将生・鎌田道隆『京都町名ものがたり』、京都新聞社、所収)、102～110頁。
- (9) 鎌田道隆(1994)「秀吉の京都改造 戦乱の市街から近世都市への変貌」(村井康彦編『京の歴史と文化4 戦国・安土桃山時代 絢 天下人の登場』、講談社、所収)、163～200頁。
- (10) 前掲(3)、鎌田(1993)、鎌田(2000)。
- (11) 高橋康夫(1983)『京都中世都市研究』、思文閣出版、47～48頁。
- (12) 前掲(3)、足利(1984)、189～217頁。
- (13) 今泉定助編(1901)『故実叢書 中昔京師地図』を使用した。
- (14) 辻垣晃一・森洋久編著(2016)『増補改訂 森幸安の描いた地図』、臨川書店、321～327、449～451。
- (15) 前掲(3)、鎌田(2000)、および前掲(4)。

- (16) 前掲(3)、足利（1984）、215頁。「小田原記」は小田原北条氏のいわば軍記物で、諸本が伝わっている。筆者は「小田原記」中の京師町割の記載を確認しようとしたが、見いだせなかった。
- (17) 前掲(3)、足利（1984）。
- (18) 『京都冷泉町記録』（原田伴彦編（1977）『日本都市生活史料集成—三都篇Ⅰ』、学習研究社、所収）、207頁。
- (19) 前掲(17)、207頁。
- (20) 前掲(17)、207～208頁。
- (21) 吉田伸之（1980）「公儀と町人身分」（歴史学研究会編『1980年度歴史学研究会大会報告 世界史における地域と民衆（続）』、青木書店、所収）、96～111頁。
- (22) 前掲(18)、166頁。
- (23) 「寛永十四年洛中絵図」（大塚隆編（1994）『慶長昭和 京都地図集成—1611（慶長16）年～1940（昭和15）一年』、柏書房、所収）、および『京都大学附属図書館蔵 中井家旧蔵 寛永後万治前洛中絵図』、臨川書店。
- (24) 「京都図屏風」（大塚隆編（1994）『慶長昭和 京都地図集成—1611（慶長16）年～1940（昭和15）一年』、柏書房、所収）。また、前掲(3)、高橋・吉田・宮本・伊藤（1993）、134～138頁、に解説がある。
- (25) 国会図書館所蔵（寛文年間）「洛中絵図」（国会図書館デジタルコレクション）
- (26) 『京雀』を含めて、小川通を突抜と記述した江戸時代の京都案内、京都の地誌は見当たらず、そもそも「塩屋の突抜」という記載そのものがない。そのため、「塩屋の突抜」を含めて小川通として扱われている。
- (27) 森島康雄（2001）「聚楽第と城下町」（前掲(3)）、日本史研究会編（2001）、所収）、120～134頁。
- (28) 前掲(3)、杉森（2008）、51～65頁。
- (29) 大塚隆編（1994）『慶長昭和 京都地図集成—1611（慶長16）年～1940（昭和15）一年』、柏書房、1～7頁。
- (30) 前掲(29)、14～26頁。
- (31) 前掲(23)。
- (32) 内藤昌・大野耕嗣・高橋宏之・村山克之（1970）『『慶長公家町絵図』について：近世初頭京都公家町の研究・その1』、日本建築学会東海支部研究報告集 8、219～222頁。内藤昌・大野耕嗣・高橋宏之・村山克之（1970）『『慶長公家町絵図』の年代考証：近世初頭京都公家町の研究・その2』、日本建築学会東海支部研究報告集 8、223～226頁。
- (33) 湯口誠一（1993）「近世京絵図の嚆矢—中むかし公家町之絵図製作年代小考」、月刊古地図研究 286号。
- (34) 豊臣期の天正内裏に替わって慶長内裏が築造され、それにより公家屋敷の移動があったことが知られている。「中むかし公家町之絵図」に描かれた「高台院殿」も豊臣期にはなかった屋敷である。
- (35) 『言継卿記』永禄十年十二月二十四日条に、「子の刻、近所新在家声聞師家に火付く、八間の内南方二間焼け了んぬ」と記している（京都市編（1980）『史料京都の歴史 7 上京区』、平凡社、206頁）。
- (36) 前掲(11)、410～426頁。
- (37) 京都市編（1980）『史料京都の歴史 7 上京区』、平凡社、204頁。
- (38) 前掲(11)、410～426頁。
- (39) 前掲(11)、481頁。
- (40) 現在でも「三本木五丁目」の町名が残っている。
- (41) 京都歴史資料館編（2006）『叢書京都の史料 9 大中院文書・永運院文書』、京都歴史資料館。
- (42) 確認できる範囲では、承応3（1654）年に刊行された「新板平安城東西南北町并洛外之図」からである（前掲(25)）。この図に先行して刊行された「平安城東西南北町并之図」では東西本願寺

の寺内には町名の記載がない(前掲②)。

- (43) 浅井了意『京雀』(寛文五年、山田市郎兵衛板)、『新修 京都双書 第一』、臨川書店、所収)では、「衣棚突抜通」、「釜座のつきぬけ通」に加えて、車屋町通について「これはつきぬけ也」と説明を加えている。車屋町通を突抜とすることが可能であるとすれば、その西街区が烏丸通の「本町」の土地であったためであろう。
- (44) 柳馬場通の四丁目～六丁目は、現在も町名として利用されている。
- (45) 京都歴史資料館編(2006)『叢書京都の史料9 大中院文書・永運院文書』、京都歴史資料館。

(わたなべ ひでかず 歴史学部歴史文化学科)

2017年11月15日受理